

議案第48号

杉並区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に  
関する条例

上記の議案を提出する。

令和8年5月22日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に  
関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進  
に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第13条第1項  
の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の  
基準（以下「設備運営基準」という。）を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(設備運営基準の目的)

第3条 設備運営基準は、幼保連携型認定こども園の園児（法第14条第7項に規  
定する園児をいう。以下同じ。）が、明るく衛生的な環境において、素養があり、  
適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保  
障するものとする。

(設備運営基準の向上)

第4条 区長は、杉並区児童福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する幼保連携  
型認定こども園に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させる  
よう勧告することができる。

2 杉並区（以下「区」という。）は、設備運営基準を常に向上させるよう努める  
ものとする。

(幼保連携型認定こども園の責務)

第5条 幼保連携型認定こども園は、設備運営基準を超えて、常に、その設備及び

運営を向上させなければならない。

- 2 設備運営基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている幼保連携型認定こども園は、設備運営基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。  
(一般原則)

第6条 幼保連携型認定こども園は、園児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

- 2 幼保連携型認定こども園は、地域社会との交流及び連携を図り、園児の保護者及び地域社会に対し、当該幼保連携型認定こども園の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 3 幼保連携型認定こども園の位置は、その運営上適切で、安全に通園することができる環境にこれを定めなければならない。
- 4 幼保連携型認定こども園には、その目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 5 幼保連携型認定こども園の設備は、指導、保健衛生、安全及び管理に関し、適切なものでなければならない。

(学級の編製の基準)

第7条 満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

- 2 学級の編制は、規則で定める基準を満たさなければならない。

(職員の配置の基準)

第8条 幼保連携型認定こども園には、各学級に、当該学級を担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭又は保育教諭（以下「保育教諭等」という。）を1人以上置かなければならない。

- 2 特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の3分の1の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。
- 3 幼保連携型認定こども園は、園児の教育及び保育（満3歳に満たない園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員（以下「直接従事職員」という。）として、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄

に定める員数以上の職員を置かなければならない。この場合において、直接従事職員の数は、常時2人を下回ってはならない。

園児の区分	員数
満1歳に満たない園児	おおむね3人につき1人
満1歳以上満3歳に満たない園児	おおむね6人につき1人
満3歳以上満4歳に満たない園児	おおむね15人につき1人
満4歳以上の園児	おおむね25人につき1人

備考

- この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下「幼稚園教諭普通免許状」という。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第3項に規定する保育士登録（以下「保育士登録」という。）を受けた者に限る。）、教頭（幼稚園教諭普通免許状を有し、かつ、保育士登録を受けた者に限る。）、保育教諭等、助保育教諭又は講師であつて、直接従事職員であるものの数をいう。
- この表に定める員数は、同表の左欄の園児の区分ごとに右欄の園児数に応じ定める数を合算した数とする。
- 備考1及び2に係る員数が学級数を下回るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。
- 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を1人増加するものとする。
- 備考1に定める者については、1人に限り、当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、備考1に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

4 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第21条の規定により、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあつては、調理員を置かないことができる。

5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

(1) 副園長又は教頭

(2) 主幹養護教諭、主務養護教諭、養護教諭又は養護助教諭

(3) 事務職員

(園舎及び園庭)

第9条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。

2 園舎は、2階建て以下とする。ただし、特別の事情がある場合は、3階建て以上とすることができる。

3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下この項において「乳児室等」という。）は、1階に設けるものとする。ただし、規則で定める基準を満たす場合は、乳児室等を2階以上に設けることができる。

4 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。

5 園舎及び園庭の面積は、規則で定める基準を満たさなければならない。

(園舎に備えるべき設備)

第10条 園舎には、次に掲げる設備（第2号に掲げる設備については、満2歳に満たない保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。）を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、職員室と保健室及び保育室と遊戯室とは、それぞれ兼用することができる。

(1) 職員室

(2) 乳児室又はほふく室

(3) 保育室

(4) 遊戯室

(5) 保健室

(6) 調理室

(7) 便所

(8) 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備

- 2 保育室（満3歳以上の園児に係るものに限る。）の数は、学級数を下回ってはならない。
- 3 満3歳以上の園児に対する食事の提供について、第21条に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園は、第1項第6号の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。
- 4 飲料水用設備は、手洗用設備及び足洗用設備と区別して備えなければならない。
- 5 第1項第2号から第4号までに掲げる設備の面積は、乳児室又はほふく室にあっては満2歳に満たない園児1人につき3.3平方メートル以上、保育室又は遊戯室にあっては満2歳以上の園児1人につき1.98平方メートル以上でなければならない。
- 6 第1項各号に掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。

(1) 放送聴取設備

(2) 映写設備

(3) 水遊び場

(4) 園児清浄用設備

(5) 図書室

(6) 会議室

(園具及び教具)

- 第11条 幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。
- 2 幼保連携型認定こども園は、前項の園具及び教具について常にその改善を図り、補充を行わなければならない。

(教育及び保育を行う期間及び時間)

第12条 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下回らないこと。

(2) 教育に係る標準的な1日当たりの時間(以下「教育時間」という。)は、4時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。

(3) 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間(満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。)は、1日につき8時間を原則とすること。

2 前項第3号に規定する教育及び保育の時間については、当該地域における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。

3 幼保連携型認定こども園における開園日は、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除いた日を原則とする。

4 幼保連携型認定こども園における開園時間は、1日につき11時間を原則とする。

(子育て支援事業の内容)

第13条 幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。

2 前項の規定により子育ての支援を行うに当たっては、地域の人材、社会資源等の活用を図るよう努めるものとする。

(掲示)

第14条 幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示しなければならない。

(履修困難な教育内容の指導)

第15条 幼保連携型認定こども園は、園児が心身の状況によって履修することが困難な教育内容を指導するに当たっては、当該園児の心身の状況に適合するように指導しなければならない。

(職員の知識及び技能の向上等)

第16条 幼保連携型認定こども園の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める幼保連携型認定こども園の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 幼保連携型認定こども園は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(園児を平等に取り扱う原則)

第17条 幼保連携型認定こども園は、園児の国籍、信条、社会的身分又は入園に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第18条 幼保連携型認定こども園の職員は、園児に対し、法第27条の2第1項各号に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(児童対象性暴力等の防止)

第19条 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第13条第6項において準用する法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

(食事)

第20条 幼保連携型認定こども園は、保育を必要とする子どもに該当する園児に

食事を提供するときは、当該幼保連携型認定こども園内で調理する方法（第28条第1項の規定により、当該幼保連携型認定こども園の調理室を兼ねている他の学校、社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

- 2 幼保連携型認定こども園は、園児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、園児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。
- 3 幼保連携型認定こども園は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに園児の身体的状況及び嗜好を考慮して食事を提供しなければならない。
- 4 幼保連携型認定こども園は、あらかじめ作成された献立に従って園児に食事を提供するための調理を行わなければならない。
- 5 幼保連携型認定こども園は、園児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

（食事の提供の特例）

第21条 幼保連携型認定こども園は、次の各号のいずれにも該当する場合は、前条第1項の規定にかかわらず、当該幼保連携型認定こども園の満3歳以上の園児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うことができる。

- （1） 園児に対する食事の提供の責任が当該幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等において、業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- （2） 当該幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、区等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われていること。
- （3） 調理業務の受託者が、当該幼保連携型認定こども園における食事の提供の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等を考慮して調理業務を適切に遂行できる能力を有していること。
- （4） 調理業務の受託者が、園児の年齢及び発達の段階並びに健康の状態に応じ

た食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、園児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

- (5) 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて、食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

(秘密保持等)

第22条 幼保連携型認定こども園の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 幼保連携型認定こども園は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第23条 幼保連携型認定こども園は、その行った教育及び保育（満3歳に満たない園児については、その行った保育。次項において同じ。）並びに子育ての支援に関する園児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 幼保連携型認定こども園は、その行った教育及び保育並びに子育ての支援に関し、都道府県又は区市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 3 幼保連携型認定こども園は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査に協力するよう努めなければならない。

(非常災害対策)

第24条 幼保連携型認定こども園は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、不断の注意を払い、及び訓練を行うよう努めなければならない。

- 2 前項の訓練のうち、避難訓練及び消火訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第25条 幼保連携型認定こども園は、感染症又は非常災害の発生時において、園児の教育及び保育を継続的に行い、並びに非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 幼保連携型認定こども園は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うよう努めなければならない。

3 幼保連携型認定こども園は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

（保護者との連絡）

第26条 園長は、常に園児の保護者と密接な連絡をとり、教育及び保育の内容等につき、当該保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

（他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねるときの職員の基準）

第27条 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の職員の一部を他の学校又は社会福祉施設の職員と兼ねることができる。

2 前項の規定は、園児の保育に直接従事する職員については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって、その行う保育に支障がないときは、この限りでない。

（他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねるときの設備の基準）

第28条 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の設備の一部を他の学校、社会福祉施設等の設備と兼ねることができる。

2 前項の規定は、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室及び便所については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって、その行う保育に支障がないときは、この限りでない。

（委任）

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、令和8年11月1日から施行する。ただし、第19条の規定は、

同年12月25日から施行する。

- 2 令和9年3月31日までの間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園における第8条第3項の規定の適用については、同項の表備考1中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。
- 3 令和12年3月31日までの間は、第8条第3項の職員について、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）附則第5条に規定する要件を満たした職員を配置しようとする場合には、当該要件に加え、次に掲げる要件を満たさなければならない。
  - (1) 第8条第1項の学級を担当する専任の保育教諭等は、幼稚園教諭普通免許状を有する者とする。
  - (2) 教育時間以外における満3歳以上の園児の保育に直接従事する職員は、6割以上の者が保育士登録を受けた常勤の職員とする。
  - (3) 満3歳に満たない園児の保育に直接従事する職員は、保育士登録を受けた職員とする。
- 4 当分の間、園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第8条第3項の表に定める員数が1人となる時は、同項の規定により置かなければならない直接従事職員のうち1人は、同表備考1の規定にかかわらず、区長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者とする。
- 5 当分の間、第8条第3項の表備考1に定める者については、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭、主務養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等普通免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等普通免許状所持者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 6 当分の間、1日につき8時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、開所時間を通じて必要となる直接従事職員の総数が、当該幼保連携型認定こども園に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない直接従事職員の数を超えるときは、第8条第3項の表備考1に定める者の数の算定に当たっては、保

育教諭と同等の知識及び経験を有すると区長が認める者を、開所時間を通じて必要となる直接従事職員の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない直接従事職員の数を差し引いて得た数の範囲で、同表備考1に定める者とみなすことができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

- 7 当分の間、第8条第3項の表備考1に定める者については、1人に限り、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師又は看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。この場合において、満1歳に満たない園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考1に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- 8 前項の場合において、当該看護師等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 9 第8条第3項の表備考5及び附則第5項から第7項までの規定により同表備考1に定める者を特定理学療法士等、小学校教諭等普通免許状所持者、区長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合においては、当該特定理学療法士等、小学校教諭等普通免許状所持者、区長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の合計数は、常時同条第3項の規定により置かなければならない直接従事職員の数の3分の1を超えてはならない。
- 10 第8条第3項の表備考5及び附則第7項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考1に定める者（同表備考5ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- 11 令和10年3月31日までの間、園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、第8条第3項の表中「15人」とあるのは、「20人」とする。
- 12 当分の間、園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教

育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、第8条第3項の表中「25人」とあるのは、「30人」とする。

- 13 杉並区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（令和7年杉並区条例第7号）の一部を次のように改正する。

第26条第3号中「東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年東京都条例第122号）」を「杉並区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（令和8年杉並区条例第 号）」に改める。

（提案理由）

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準を定める必要がある。

杉並区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表

附則第13項による改正（杉並区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準)</p> <p>第26条 余裕活用型乳児等通園支援を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる余裕活用型乳児等通園支援事業が行われる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定める基準を満たさなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 幼保連携型認定こども園 <u>杉並区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（令和8年杉並区条例第_____号）</u> に定める幼保連携型認定こども園の設備及び職員の基準</p> <p>(4) 略</p>	<p>(余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準)</p> <p>第26条 余裕活用型乳児等通園支援を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる余裕活用型乳児等通園支援事業が行われる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定める基準を満たさなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 幼保連携型認定こども園 <u>東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年東京都条例第122号）</u> に定める幼保連携型認定こども園の設備及び職員の基準</p> <p>(4) 略</p>